公　告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ松本本店

松本市白板二丁目114－１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社北越ケーズ

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

３　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名称	住所
（仮称）ケーズデンキ松本本店	松本市白板二丁目114－１ほか

（変更後）

名称	住所
ケーズデンキ松本本店	松本市白板二丁目114－１ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

４　変更した年月日

令和６年５月８日ほか

５　届出年月日

令和８年９月９日

６　届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は松本地域振興局商工観光課

７　縦覧の期間

令和８年11月19日から令和９年３月18日まで

８　意見書の様式
　長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。
９　意見書の提出先
　長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ケーズデンキ佐久平店
　　佐久市佐久平駅東６－10 ほか
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
　株式会社北越ケーズ
　　新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号
３　変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

４　変更した年月日
　令和６年９月18日ほか
５　届出年月日
　令和８年９月14日
６　届出書の縦覧の場所
　長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は佐久地域振興局商工観光課
７　縦覧の期間
　令和８年11月19日から令和９年３月18日まで
８　意見書の様式
　長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。
９　意見書の提出先
　長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ飯田店

飯田市北方824－１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町二丁目４番１号

３　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
オリックス株式会社	井上　亮	東京都港区浜松町二丁目４番１号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
オリックス株式会社	髙橋　英丈	東京都港区浜松町二丁目４番１号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

４　変更した年月日

令和６年９月18日ほか

５　届出年月日

令和８年９月15日

６　届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は南信州地域振興局商工観光課

７　縦覧の期間

令和８年11月19日から令和９年３月18日まで

８　意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。

９　意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ上田店

上田市国分80番12号ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社北越ケーズ

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

3　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	野村　弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社北越ケーズ	今井　徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目９番25号

4　変更した年月日

令和６年９月18日ほか

5　届出年月日

令和８年９月15日

6　届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は上田地域振興局商工観光課

7　縦覧の期間

令和８年11月19日から令和９年３月18日まで

8　意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。

9　意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
浪合漁業協同組合	下伊那郡阿智村浪合1018	内共第14号

２　変更の内容

浪合漁業協同組合

第５条第１項の表中「800円」を「1,000円」に改める。

３　変更後の遊漁規則の施行期日

令和９年２月１日

園芸畜産課

公告

県営小海原地区土地改良事業変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第６項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して６月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　縦覧に供する書類

県営小海原地区土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧の期間

令和８年11月20日から令和８年12月９日まで

３　縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課

公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第６項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して６月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧の期間

令和８年11月20日から令和８年12月９日まで

３　縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

1　免許の取消しをした年月日

令和８年11月12日

2　免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

下　倉　孝　繁

二級建築士　長野第3111号

3　免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第２号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和８年11月19日

長野県上伊那地域振興局長　水　上　俊　治

理　事

新　任

氏　名	住　所
池　上　邦　雄	伊那市東春近400番地
吉　澤　隆　昌	伊那市富県8449番地２
井　上　　稔	伊那市東春近908番地
井　口　　功	伊那市福島1442番地

重　任

氏　名	住　所
小　松　　研	伊那市富県5623番地２
春　日　政　勝	伊那市美篶289番地１
酒　井　　望	伊那市手良中坪1477番地
平　澤　良　人	伊那市上新田2774番地
平　澤　　徹	伊那市野底7581番地
宮　下　信　一	伊那市中央4835番地

退　任

氏　名	住　所
田　中　博　文	伊那市富県9240番地２
新　井　辰　男	伊那市東春近74番地４
飯　島　　廣	伊那市東春近2738番地
篠　田　貞　行	伊那市上牧6395番地

監　事

新　任

氏　名	住　所
井　上　　勇	伊那市東春近1086番地１

重　任

氏　名	住　所
白　鳥　達　雄	伊那市美篶9902番地
沖　村　直　志	伊那市上新田1926番地３

退　任

氏　名	住　所
池　田　和　美	伊那市富県7449番地３

農地整備課

公告

令和８年11月10日、木島平村大塚沖土地改良区の定款変更を認可しました。

令和８年11月19日

長野県北信地域振興局長　三　森　和　子

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年11月19日

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立信州医療センター院長　坂　口　幸　治

1　入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立信州医療センター清掃業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和９年４月１日（木）から令和11年３月31日（土）まで

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立信州医療センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第４条第１項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第４条第３項及び第４項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2) に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がＡに区分されている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の 15 に規定する基準に適合する者であって、長野県内に所在する本店、支店又は営業所について、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク制度における「院内清掃業務」の認定を受けていること。なお、本業務を単独で履行できる者とし、共同企業体等による応札は認めない。

(8) 過去５年以内に、250床以上の病院において、元請として１年間同種の業務を継続した場合を１件とし、２件以上確実に履行した実績を有する者であること。

(9) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で２の (4) に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに２の (4) の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請の方法

入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。

https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692－２（県庁専用郵便番号　380－8570）

長野県市町村入札参加資格共同受付窓口（長野県会計局契約・検査課内）

電話　026（235）7079

4　入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

須坂市大字須坂1332

長野県立信州医療センター　事務部経営企画課

電話　026（246）5548

5　入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　令和９年１月８日（金）午前10時

イ　場所　長野県立信州医療センター　北棟４階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和８年12月15日（火）午後５時までに上記４の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第44条第１項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第７条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第８条第１項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第１項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第７条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6　その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7　Summary

(1) Nature of services to be procured:

Cleaning services in the Nagano Prefectural Shinshu Medical Center

(2) Contract period:

From Thursday, April 1, 2027 to Saturday, March 31, 2029

(3) Location of performance:

Nagano Prefectural Shinshu Medical Center

1332 Suzaka, Suzaka City, Nagano Prefecture 382-8577 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Shinshu Medical Center, Management Department

Corporate Planning Division

1332 Suzaka, Suzaka City, Nagano Prefecture 382-8577 Japan

Tel: +81-26-246-5548 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Friday, January 8, 2027, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Shinshu Medical Center, North Building, 4th Floor, Hall

(6) Mail-in submission:

Mail-in submission will not be accepted.

医療政策課

令和８年（2026年）11月19日発行（毎週月・木曜日発行。ただし休日の場合は翌日）
発行　長　野　県　〒380-8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話026（232）0111